

水まわりの修理サービスのトラブル



【事例】

高齢で一人暮らしの母が、トイレの水が止まらなくなつたため、投げ込み広告で見た事業者に電話して修理を頼んだ。事業者が来て、古いので交換するしかないと言って、母の了承も得ずに持ってきた便器と水洗タンクを取り付けた。工事が終わつた後に渡された見積書を見たら35万円もすることがわかつた。お金はまだ払つてないが、トイレの交換が必要だつたのか疑問だ。

【アドバイス】

事例のようにトイレの修理を頼んだが、本来の目的から外れた便器などの交換工事になつた場合は、特定商取引法上の訪問販売にあたります。契約書面を受領してから8日間はクーリング・オフができます。

しかし、事業者の中には契約書面を出さず、クーリング・オフを認めないケースもあり、その場合は解決が難しくなります。

作業前に故障の原因や作業内容、費用について説明を求め、納得がいかない場合は応急処置だけを依頼しましょう。

トイレやキッチンなど、夜中に水漏れやつまりが発生した場合に備え、各器具についている止水栓の位置や家屋全体の水道の元栓の位置を確認しておきましょう。東京都水道局多摩お客様センターでは24時間漏水修繕についての問い合わせに応じています。

チー坊の「わん! ポイントアドバイス

作業前に、充分な説明を求め納得してからお願いすることが大切だワン!

